| | | |
|---|---|---|
| 第三十七条の七第一項において準用する第七条第二項 | 供給区域又は供給地点 | 指定旧供給地点（改正法附則第二十八条第一項に規定する指定旧供給地点をいう。以下同じ。） |
| 第三十七条の七第一項において準用する第七条第四項 | その事業 | その指定旧供給地点小売供給 |
| 第三十七条の七第一項において準用する第十条の見出し | 事業 | 指定旧供給地点小売供給 |
| 第三十七条の七第一項において準用する第十条第一項及び第二項 | 一般ガス事業の | 指定旧供給地点小売供給の |
| 第三十七条の七第一項において準用する第十条第三項 | 第五条 | 改正法附則第二十九条第二項 |
| 第三十七条の七第一項において準用する第十一条第一項 | 一般ガス事業の | 指定旧供給地点小売供給の |
| | 地位 | 地位（指定旧供給地点小売供給に係る部分に限る。次項において同じ。） |
| 第三十七条の七第一項において準用する第十三条の見出し | 事業 | 指定旧供給地点小売供給 |
| 第三十七条の七第一項において準用する第十三条第一項及び第三項 | 一般ガス事業の | 指定旧供給地点小売供給の |
| 第三十七条の七第一項において準用する第十四条の見出し | 事業の許可 | ガス小売事業の登録 |
| 第三十七条の七第一項において準用する第十四条第一項 | 事業を | 指定旧供給地点小売供給を |
| | は、第三条の許可 | （施行日前に旧ガス事業法第三十七条の七第一項において準用する旧ガス事業法第八条第一項の許可であつて、当該許可に係るその増加に係る供給地点の増加をもつて指定旧供給地点小売供給を開始しないときを除く。）は、改正法第五条の規定による改正後のガス事業法（以下「新ガス事業法」という。）第三条の登録 |

| | | |
|---|---|---|
| 第三十七条の七第一項において準用する第七条第四項若しくは第十一条第二項、前条第一項、第十七条第一項の規定若しくは第十九条若しくは第二十六条第一項、第二十九条第一項、第三十二条第三項、第三十三条第二項若しくは第三十四条第二項の規定又はこれらの規定 | この法律若しくはこの法律 | |
| 新ガス事業法第三条の登録 | 第三条の許可 | |
| 登録 | 許可 | |
| 施行日前に旧ガス事業法第三十七条の七第一項において準用する旧ガス事業法第八条第一項の許可であつて供給地点の増加に係るもの | 第八条第一項の規定による第六条第二項第三号の事項の変更の許可 | |
| 第三十七条の七第一項において準用する第七条第一項 | 第八条第三項において準用する第七条第一項 | |
| 供給地点であつて指定旧供給地点小売供給を開始しないとき又は改正法附則第二十九条第一項の許可を受けた旧簡易ガス小売事業者が同条第三項の規定により指定した期間内にその増加する指定旧供給地点において指定旧供給地点小売供給 | 供給区域若しくは供給地点において事業 | |
| 指定旧供給地点小売供給約款 | 供給約款等 | |
| 改正法附則第三十条第一項後段 | 第一項後段 | |
| 指定旧供給地点小売供給約款 | 供給約款 | |
| 指定旧供給地点小売供給約款 | 供給約款 | |

| | | |
|---|---|---|
| 第三十七条の七第一項において準用する第十四条第二項 | | |
| 第三十七条の七第一項において準用する第十五条第二項 | 供給区域の一部又は供給地点 | 指定旧供給地点の一部 |
| | 一般ガス事業を | 指定旧供給地点小売供給を |
| 第三十七条の七第一項において準用する第十七条の見出し | 供給区域を減少し、又はその供給地点 | 指定旧供給地点 |
| | 供給約款等 | 指定旧供給地点小売供給約款 |
| 第三十七条の七第一項において準用する第十七条第三項 | 第一項後段 | 改正法附則第三十条第一項後段 |
| | 供給約款 | 指定旧供給地点小売供給約款 |
| 第三十七条の七第一項において準用する第十七条第四項及び第五項 | 供給約款 | 指定旧供給地点小売供給約款 |